本会は、平成30年1月5日の臨時理事会による発議と同月6日の臨時常任役員会の決定において、代表理事が本会会則第23条に基づき、同日に下記の通りに処分を行います。

記

1. 対象者

活動名 VEROC

所属・役職 常任理事

常任役員

国内事業部企画室 室長

国内事業部部活動運営室 室長

2. 処分内容

懲戒処分

3. 処分理由

当該役員は上記役職在任中、本会会長、副会長からの戒告を受けていたにも関わらず、本会会則上課せられた職務を繰り返し故意に放棄し、本会の運営並びに、本会パートナー団体の活動に深刻な悪影響と回復不可能な損害を与えた。従って「最後の晩餐会」は解散を発表せざるを得なくなった。

当該役員は、本会からの戒告処分に応じない姿勢から反省していないことが明白であった。従って、本会会則第23条に基づき懲戒処分とする。処分後1年間、本会と本会に関係する全組織への入会、在籍を禁止とする。

NOVA group 会長 神宮寺 尊人